

特別委員会の設置基準（案）

1 設置の基準

県政の重要な事件を審査・調査等するため、次のいずれかの基準を満たす場合に、特別委員会を設置することができる。

- ① 事件が、2以上の常任委員会の所管に属するもの
- ② 事件が、特に、重要なもので、特別の構成員により集中的に審査する必要があるもの
- ③ 事件が、政治的に重要なもので、1の常任委員会の負担を超えるもの
- ④ 100条調査権を行使するためのもの
- ⑤ 会議規則第80条（資格決定の審査）及び同規則第87条（懲罰動議の審査）に係るもののほか法令上設置を必要とするもの

（参考：地方議会運営事典、議会運営の実際4）

2 審査・調査の期間及び成果の報告

- ① 審査・調査の期間は、設置時に定めるものとし、原則として2年間とする。（会議規則第39条第1項）
- ② 審査・調査の終了時には、その成果を本会議で報告するものとする。
- ③ 議長は、この報告をもって、本会議で審査・調査終了の宣告を行うものとする。
- ④ なお、付託された事件の審査・調査を終わることができない場合には、本会議での議決により、1年間を限度に審査・調査期間を延長することができるものとする。（会議規則第39条第2項）

3 委員等

（1）委員の定数

- ・ 各委員会の定数は、12人以内とし、本会議での議決により、これを定める。（委員会条例第5条第2項）。

（2）委員等の選任

- ① 委員長、副委員長及び委員は、本会議において、議長の指名推薦により選任する。ただし、委員は、閉会中においては、議長が選任することができる。（委員会条例第6条第2項）

- ② 議長は、閉会中に委員を選任したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。(委員会条例第6条第3項)
- ③ 議長については、その職にある間は、委員に選任しないものとする。
- ④ 議員は、他の特別委員との重複を妨げない。ただし、当該委員会の定数を超えることはできない。

(3) 委員の任期

- ① 委員は、委員会に付議された事件が審議されている間、在任する。
(地自法第110条第2項)
- ② 委員長及び副委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 委員会の運営方法

(1) 委員会運営

- ① 委員会は、委員長が招集する。(委員会条例第8条)
- ② 委員会は、委員の定数の2分の1以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。(委員会条例第11条)
- ③ 委員会は、議員相互間の討議の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。(基本条例第8条第1項)
- ④ 委員会は、県の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。
(地自法第110条第5項引用同法第109条第6項)

(2) 執行機関

- ① 委員長は、地方自治法第121条の規定に定める者(知事その他行政委員長等)及びその部局の職員に対し、説明のため出席を求め必要な説明書の提出を求めることができる。(委員会条例第18条)
- ② 委員会は、関係部局長等から常時出席する部局長等を、委員会設置後の最初に開催される委員会(初度委員会)において定めるものとする。
- ③ 委員は、常時出席する部局長等以外の関係部局長等の出席を求める場合、事前に委員長に申し入れるものとし、委員長は、当該部局長等の出席についての調整を行うものとする。